

長野市農業委員会第3回総会議事録

- 1 日 時 令和8年4月30日(木)
開始時刻 午後1時27分 終了時刻 午後2時18分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1 番 松本 一好 2 番 新井 清一 4 番 山本 正博
5 番 岡村 勝 6 番 曾根 信一 7 番 田原 早苗
8 番 黒澤 清一 9 番 石坂 秀夫 10 番 米倉眞一郎
11 番 柰津 光博 12 番 清水 貢 13 番 中澤 良浩
14 番 齊藤 弘之 15 番 戸谷 正徳 16 番 北村 守
17 番 桑原 一利 18 番 池田 昌子 19 番 瀧澤 徳治
20 番 倉石 康正 21 番 長澤めぐみ 22 番 桜井 篤
23 番 篠原 茂光 24 番 相澤 耕市 25 番 本井 治
- 4 欠席委員
3 番 高木喜久夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 小田切伸夫 主幹兼事務局長補佐 松橋 秀樹 事務局長補佐 西村 武次
事務局長補佐 宮下 匡弘 係 長 倉島 友美 主 事 玉井みのり
職 員 浅川 清和
長野県農業開発公社
参 事 町田 春夫
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第17号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による
「農用地利用集積等促進計画」の要請について
議案第22号 非農地決定について
報告第5号 農地法第4条の規定による届出について
報告第6号 農地法第5条の規定による届出について
報告第7号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第23号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
報告第8号 令和7年度農業委員会事業報告について

北村会長代理　ただ今から、第3回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号3番高木委員であります。挨拶ですが、初めに、曾根会長よりお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

曾根会長　皆さんご苦労さまです。会長の曾根信一です。今、資料の中で、農業政策課から各地区の地域計画が封筒の中に入っておりますので、またご覧いただきたいと思ひます。その地域計画を基に、ブラッシュアップしていくということになりますので、また折を見て地域計画の話になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今年の春の傾向につきましては、果樹については平年に比べて7日ほど進んでおるといふことで、生育は順調ですが、凍霜害が心配です。5月の連休の予想を見ますと、最低気温が10度前後といふことで、心配はないかなといふことではあります、用心には用心を重ねて対策をお願ひしたいと思ひます。

それからここ数日、新聞とかテレビで、トラクターによる農作業事故が発生しております。4月19日には、長野市の信州新町で82歳の男性が亡くなっております。4月26日には、大町市で46歳の男性が大けがをした。それから4月28日に、茅野市で81歳の男性が亡くなったといふようなことが、ここ数日続いております。これからトラクター等使う時期が増えますが、気を付けてお願ひしたいと思ひます。まず慌てず、それから無理をせず、作業は1人では行わず、2人以上で行っていただきたいと思ひます。長野市内から事故が今後発生しないように祈念しますので、お願ひしたいと思ひます。また、皆さまも地域で顔が広いといふことがありますので、事故に気を付けていただきたいといふことで、声を掛けてお願ひしたいと思ひます。

今日は3時から推進委員さんと合同の研修会がありますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

北村会長代理　ありがとうございました。続いて、小田切事務局長からご挨拶をお願ひいたします。

小田切事務局長　委員の皆さまには、お忙しい中、総会にご出席いただきましてありがとうございます。私、この4月から農業委員会事務局長としてお世話になっております小田切と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私、以前農業政策課にはいたことがあるのですが、農業委員会事務局は、今回初めてということでございます。また、その農業政策課にいたのももう10年ほど前ということでございまして、それからかなり制度も大きく変わっております、本当に何も分からないという状況でございます。当面の間、皆さまにもご迷惑をお掛けすることが多々あるかと思いますが、委員の皆さまにご指導いただきながら一日も早く職責を果たせるよう精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この4月の人事異動で、この農業委員会事務局に4名の職員が新しく異動してまいりました。後ほど研修会の場で自己紹介させていただきたいと考えておりますけれども、併せましてよろしくお願いいたします。

さて、本日ご審議いただく事案でございますが、農地法に係る事項について9件、その他農業委員会の業務に係る事項について2件でございます。新しい体制での最初の総会でございます。至らない点多々あるかと思いますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

北村会長代理

ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、曾根会長に就任いただきます。曾根会長よろしくお願いいたします。

議

長

それでは、規定により議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますように、委員各位のご協力をお願いいたします。着座で失礼します。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号5番 岡村勝委員、議席番号7番 田原早苗委員をお願いいたします。

議事に入る前に確認します。農業委員会等に関する法律第31条第1項では、農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしています。事務局が把握するところによると、本日の議事において関係委員が参与することができない案件はないようですが、議事の当事者又は関係者である委員がいらっしゃいましたら、この場でお申し出ください。よろしいでしょうか。

【該当なし】

議

長

次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

松橋主幹

事務局の松橋です。よろしくお願いいたします。

兼事務局長補佐

初めに、本日の資料についてご説明します。別紙総会資料一覧（確認用）をご覧ください。本日配布した資料、また事務局から事前に送付し、本日ご持参いただいている資料は、ご覧のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

次に、議案の訂正について申し上げます。お手元に配布した議案訂正票をご覧ください。議案書1ページの議案第18号農地法第3条の規定による許可申請の番号5番が削除となっておりますので、訂正をお願いいたします。訂正等の報告は以上でございます。

議 長 それでは、議事に入ります。(1)農地法等に係る事項についての審議を行います。議案第17号を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

松橋主幹
兼事務局長補佐 議案書の1ページをご覧ください。議案第17号農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、ご説明します。本件は、令和7年3月27日開催の総会において、農地法第3条の許可をした案件になります。取消しの理由ですが、所有権移転登記に際して双方の折り合いが付かなくなったため、取消しの申請があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。東部地区調査会長から、補足説明がありましたらお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。以前に所有権移転で許可になった案件ですが、登録の段階になって地主さんの意向が変わってしまい、折り合いが付かなくなり取消しとなったということです。調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決を行います。議案第17号について、許可を取り消すことに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号は決定いたしました。

続きまして、議案第18号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松橋主幹
兼事務局長補佐 議案書1ページ、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。農地法第3条は、農地の所有権移転や権利設定をする際に必要となる許可申請で、農業委員会が許可を決定するものです。

今回の案件は、番号1番から2ページ19番までの18件になります。所有権移転が13件、賃借権の設定が2件、使用貸借権が3件となります。また、農家創設は10番の1件でございます。いずれも農地法第3条第2項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

- 議 長 それでは、各調査会長から、補足説明と検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から4番、6番から8番についてお願いいたします。
- 清水地区調査会長 北部の清水でございます。よろしく申し上げます。1番でございますが、賃借権でございます、自宅付近で家庭菜園をとということで、特に問題ございません。
- 2番でございますが、これについては、以前に登記漏れでございます、河川改修の関係で立会いの要請がありまして、以前に登記が漏れておったということです。これも特に問題ございません。
- 3番でございますが、譲受人の所有地の隣接地でございます、これについても特に問題ございません。
- 4番でございますが、転居予定地の一角でございます、移住をしてまいりまして、その一角を有償で所有権移転するということで許可妥当です。
- 5番は取下げで6番でございますが、譲受人の耕作地の近くでございます、これについても許可妥当と判断いたしました。
- 7番でございますが、譲渡人の家とともに農地を購入するということでございます。譲受人の方は農業をやっておりまして、近くでございますので、家とともに購入をするということでございます。許可妥当と判断いたしました。
- 8番でございますが、娘さんとさくらんぼを作っておりまして、引き続きこちらを取得してさくらんぼとりんごを作りたいということでございまして、特に問題ございません。以上でございます。
- 議 長 続いて、西部地区調査会長から、9番についてお願いいたします。
- 松本地区調査会長 西部地区調査会の松本です。9番につきましては、空き家に付随する農地の有償による所有権の移転となります。申請地に隣接する空き家を購入した譲受人は、もともと信濃町に移住し、5年ほど農業の実績がある方です。このたび七二会に移住し、住民票も七二会に移しております。譲受人は他に耕作地を持っておらず、じゃがいも、ねぎ、玉ねぎを作付けするということで、特に問題はなく許可相当と判断しました。以上です。
- 議 長 続いて、中部地区調査会長から、農家創設の案件の10番と11番についてお願いいたします。11番は、南部地区調査会も関連がありますので、後ほど南部地区調査会長から報告をいただきますので、よろしく申し上げます。
- 山本地区調査会長 それではご説明いたします。中部地区の山本でございます。まず番号10番でございますけれども、農家創設の案件ということ

になります。貸主と借主は親子でありまして、借主は申請地で粟を育てる予定となっております。耕作者本人への営農計画等について確認をした結果、内容に問題はありませんでした。許可相当と判断いたしました。

次に、11番でございます。貸主が高齢になり、営農が困難であることから、農地を使用貸借権設定する案件となります。貸主と借主は祖父と孫の関係でございます。借主は申請地でりんご、桃、ぶどうを育てる予定となります。現地を確認した結果、中部地区調査会では問題ないと判断いたしました。また、申請地については南部地区管内も含まれておりますので、そちらもまた改めてご説明をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、11番から15番についてお願いいたします。

柵津地区調査会長 11番、篠ノ井小松原に関しまして、担当委員が聞き取り調査、現地調査を行った結果、受人は耕作の熱意が非常にあり、問題がないということで、許可相当の判断をいたしました。

13番、受人は申請地の隣接地で自分の農地を耕作しており、規模拡大のため借り受けるものです。作付予定作物は桃ということでございます。問題はございません。

14番、申請地は既に受人が中間管理機構に借受けて耕作をしている場所でございます。渡人は県外に住んでいることから、双方の話合いで所有権移転することになりました。作付予定作物は水稲というものになります。以上です。

議 長 12番が落ちていましたので、中部地区調査会長から12番の説明をお願いします。

山本地区調査会長 すみません。ではちょっと12番に戻りまして、譲渡人から譲受人に有償で農地の所有権を移転する案件となります。直近まで譲受人は、申請地において譲渡人から借受けて耕作を行っており、調査会にて審査をした結果、問題なしということで、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、16番から19番についてお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。議案番号16番、57㎡という小さな農地では使いようもなく、手入れもしていませんでしたが、隣接の受人が草刈りをしてくれたことから、贈与することとなりました。

17番、中間管理で契約をしていましたが、これを解約して、渡人の意向として贈与を行い、所有権移転するものです。

議案番号18番、基盤整備計画の地域内にある農地ですが、この計画には地主は参加しないため、受人は大きく農業をしているので、受人に所有権移転するものです。

議案番号 19 番、基盤整備の地区内にある農地であり、地主はこの計画には参加しないため、受人に所有権移転するものです。調査会では、いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議長 意見がないようですので、採決を行います。議案第 18 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 18 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松橋主幹兼事務局長補佐 議案書 2 ページ、議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。農地法第 4 条は、農地を転用する際に必要となる許可申請で、所有権移転や権利設定を伴わないものになります。県知事の許可が必要で、農業委員会は意見書を付して申請書を県に送付しています。

今回の案件は、番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。1 番は貸駐車場の拡張、2 番は農業用の倉庫とカーポート、庭、3 番は農家住宅を建築する案件です。いずれも、農地法第 4 条第 6 項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しています。

なお、先月の総会で許可相当とし、県に意見書を送付した 4 条の 5 件は、全て許可になりましたことを報告いたします。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議長 長 それでは、各地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番についてお願いいたします。

清水地区調査会長 北部の清水です。1 番でございますが、既存の駐車場と一体的利用をするためでございます。隣接地に農地はございませんので、特に問題ございません。許可妥当と判断いたしました。以上です。

議長 長 続きまして、南部地区調査会長から、2 番、3 番についてお願いいたします。

柰津地区調査会長 2 番につきましては、追認の案件になります。篠ノ井二ツ柳です。農業用倉庫、農作業用カーポート、庭を設置するという案件です。なお、こちらについては、令和 8 年 3 月 17 日付けで農振除外を行っております。申請地は、農業用倉庫等を含めて、既に設置されているものを是正するものになります。周辺農地には影響ありません。

3番ですが、篠ノ井横田において、農家住宅を建設するための転用申請です。申請人は、篠ノ井横田で23アールほどの耕作地を持っており、このたび現住居の老朽化に伴い、新たに農家住宅を建設するものです。住宅は平屋建てで、周辺への日照等の影響は特にございません。南部地区調査会では審議した結果、周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れがないと認められ、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決を行います。議案第19号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり決定し、県知事に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第20号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松橋主幹
兼事務局長補佐 議案書2ページ、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明します。農地法第5条は、農地を転用するに際して、所有権移転や権利設定を伴う場合に必要となる許可申請です。県知事の許可が必要で、農業委員会は意見書を付して、申請書を県に送付しています。

今回の案件は、番号1番から3ページの10番までの10件でございます。1番は駐車場の拡張、2番は住宅敷地の拡張、3番は資材置場、4番は農家住宅、5番は住宅敷地の拡張と物置の設置、6番は農業後継者別棟住宅、7番は重機置場と従業員駐車場として一時転用する案件、8番は駐車場と庭、9番は駐車場、10番は農業用倉庫を建築する案件でございます。いずれも、農地法第5条第2項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しております。

なお、先月の総会で許可相当とし、県に意見書を送付した5条の8件は、全て許可になりましたことを報告いたします。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、各地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番についてお願いいたします。

清水地区調査会長 北部の清水です。1番でございますが、既存の駐車場の隣接地でございます。クリニックに隣接をしております。どうしてもということでございまして、これについては許可妥当と判断いたしました。

2番につきましては、これは追認案件でございまして、譲受人の自宅の進入路として今まで使っておりましたが、今回追認案件として許可妥当と判断いたしました。

3番でございしますが、3月17日に農振除外をされておりました、砂利砕石プラントの隣接地でございまして、骨材の置場として利用ということで、これについても許可妥当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、4番についてお願いいたします。

山本地区調査会長 それでは4番をご説明いたします。この案件につきましては、農家住宅を建築する案件となります。譲渡人と譲受人は、祖父と孫という関係でございします。譲受人は、周辺で農業を営んでおります。現在、譲受人は借家暮らしで手狭であり、耕作地への利便性も考慮した上で、今回の申請ということでございします。現地を確認し、調査会で審議を行った結果、問題なしとし、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、南部地区調査会長より、5番、6番についてお願いいたします。

糸津地区調査会長 5番につきましては、追認案件による篠ノ井有旅において住宅敷地の拡張ということで、転用になります。なお、こちらについては、令和8年3月17日付けで農振除外を行った案件です。申請地は過去に、渡人と受人として土地を交換した際の片割れであり、地目が畑でありながら、農業委員会の許可を得ずに、受人が宅地の一部として利用していました。配置図、顛末書も確認をいたしまして、問題がないと判断をいたしました。

6番につきましては、篠ノ井二ツ柳において、農業後継者別棟住宅を建築する転用申請になります。渡人と受人は親子の関係であり、受人は現在、上田市の賃貸住宅で、奥さんと子ども3人で暮らしています。子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭となり、一戸建て住宅を計画されました。いろいろな土地を探す中で、今後、父親の農業後継者となる受人であるため、実家に隣接した住居で農業継承が円滑に行えることと、育児、介護などの相互扶助ができるようになるため、本申請地を選ばれたということです。南部地区調査会では、審議した結果、周辺農地の営農条件に支障が生じることがないと認められ、許可相当との判断をいたしたところでございます。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、7番から10番についてお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。議案番号7番、長野市発注の舗装工事をするための重機及び作業員駐車場として、一時転用するものです。

議案番号8番、平成13年に住宅を建てましたが、今回、農地の部分を庭、駐車場に造成したいというものです。

議案番号9番、農地を手続きなしで駐車場として貸していたため、今回是正するための転用申請です。

議案番号10番、中間管理の更新につき、農地の一部に農業用倉庫が建ててあるため、是正するための申請です。調査会では、いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議長 ないようですので、採決を行います。議案第20号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり県知事に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第21号を議題といたします。長野県農業開発公社より議案の説明をお願いいたします。

農業開発公社 町田 ご紹介をいただきました長野県農業開発公社の町田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画」の要請について、ご説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。本件は、長野県農業開発公社が行います農地売買等事業による所有権移転の案件でございます。県公社が行う農地売買事業につきましては、譲渡人から県公社、そしてまた県公社から譲受人への所有権移転登記が2回発生しますので、この手続きを速やかに進めるため、県公社の買入れと売り渡しにつきましては、1回のご審議及び要請で行っていただくことで、事務の手続きの短縮を図っております。本日、委員の皆さまにご確認いただきます内容は、農地法第3条の許可要件と同じ内容でございます。

それでは、議案をご覧くださいまして、説明をさせていただきます。番号1番から3番の3件でございます。1番は、豊野町南郷伊餅田に所在する4筆でございます。面積は907㎡でございます。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん69歳で、りんごを栽培する予定でございます。

2番目ですが、屋島村東に所在する2筆でございます。面積は700㎡です。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん37歳で、りんごを栽培する予定でございます。

最後 3 番目でございますが、篠ノ井二ツ柳に所在する 1 筆でございまして、面積は 625 m²です。譲渡人は●●さん、譲受人は農地所有適格法人であります●●有限会社さんでございまして、ズッキーニを栽培する予定でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは各地区調査会長から、補足説明と検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長より、1 番、2 番についてお願いいたします。

清水地区調査会長 北部の清水です。1 番、2 番ともに、特にご意見もございませんでした。以上です。

議 長 続いて、南部地区調査会長から、3 番についてお願いいたします。

柘津地区調査会長 3 番につきまして、受人の●●は、この申請地を中間管理事業で借りて耕作を行っておりました。賃借期間が満了ということで、売買を行うことになりました。受人は、ハウス事業をやっており、野菜栽培を多くやっており、申請地についても引き続き耕作を行い、ここでズッキーニを栽培するという事です。原案のとおり決定することで問題はございません。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 21 号を原案のとおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 21 号は、原案のとおり要請することに決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 議案書の 4 ページをご覧ください。議案第 22 号 非農地決定について、ご説明します。非農地決定は、農地利用状況調査で、山林、原野と判定された農地のうち、所有者から申請のあったものを総会で非農地と決定するものでございます。非農地決定した土地については、農業委員会から通知書を送付しますので、所有者は通知書を添付して、地目変更登記を申請する流れになっております。

今回の案件は、1 番から 58 番でございます。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいた

します。

【質疑なし】

議 長 質疑はありませんので、採決を行います。議案第 22 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 22 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 5 号、6 号、7 号について、事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 議案書 5 ページをご覧ください。まず、報告第 5 号 農地法第 4 兼 事務局 長 補 佐 条の規定による届出と、報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご説明します。市街化区域内の農地を転用する場合、許可は不要ですが、農業委員会に届出書を提出いただく必要があります。今回の報告は、先月届出のあった案件で、4 条が 4 件、5 条が 16 件になります。いずれも事務局長専決により受理したことを報告いたします。

次に、6 ページの報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 2 アール未満の届出について、ご説明します。耕作者が自己の所有する農地に、2 アール未満の農業用施設を設置する場合、許可は不要になりますが、農業委員会に届出書を提出いただいております。今回の報告は 4 件で、いずれも事務局長専決により受理したことを報告します。説明は以上でございます。

議 長 ただ今の報告に関し、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 報告案件ですので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

次に、(2)その他農業委員会業務に係る事項について、審議を行います。議案第 23 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

宮下事務局 長 補 佐 議長、発言をお願いいたします。4 月からお世話になっております事務局の宮下でございます。着座のまま説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

お手元の資料 1 をご覧ください。農地利用の最適化活動につきましては、農業委員会は毎年度目標を設定して公表をすることとされております。このたび、令和 8 年度の目標設定を行う運びとなりまして、総会でご決定をいただきたいものになります。こちらにつきましては、先の地区調査会で、各地区でご説明をいたしまして、その結果、訂正等のご意見はございませんでした。事務

局からも追っての訂正はございませんので、この場にてご審議の上、ご決定をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関し、発言がある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようですので、採決を行います。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 23 号は、原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、報告第 8 号 令和 7 年度農業委員会事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 　総会資料 2 をご覧ください。こちらは、令和 7 年度の農業委員会の事業計画に基づく実施状況をまとめたものになります。内容につきましては、先の地区調査会において、委員の皆さまにご説明したところでございます。その時にいただきましたご質問についてお答えします。

　恐れ入りますが、9 ページをお開きください。ご質問の内容は、11 の 1・1・2 運動の推進で、マッチングの実績の北部から中部までが空欄になっている理由についてです。マッチングが成立したときは、委員の皆さんがその内容を市の公社などに報告いただいておりますが、マッチングの成立要件や公社への報告事項に不明確な点があり、公社での実績のカウントに漏れが生じていた状況です。このため、公社から農業委員会への報告にも実績が計上されず、空欄となったものでございます。このことにつきましては、昨年度、公社との打合せの中で明らかになりました。これらの問題を解決するため、公社と調整を重ね、マッチングの基準や、委員による報告事項を定めたマニュアルを作成いたしました。マニュアルにつきましては、3 月 4 日の農業委員会研修でも触れましたが、時間の都合から詳しい説明ができない状況でございました。しかしながら事務局では、農地のマッチングは農地利用最適化活動の最も重要な取組であり、その成果を正確に把握することは、農業委員会活動の充実を図る上で欠かせない事項と認識しております。このたびご指摘もございましたので、5 月の地区調査会で、改めて委員の皆さまにマッチングマニュアルについて詳しくご説明をさせていただきます。委員の皆さまには、マニュアルの内容をご承知いただいた上、積極的なマッチング活動に取り組んでいただきたいと思います。説明は以上になります。

議 長 　ただ今の説明に関して、発言のある方の挙手をお願いいたしま

す。5月の調査会で、細かく説明していただけることでよろしいですね。

松橋主幹
兼事務局長補佐

はい。よろしく申し上げます。

【質疑なし】

議長

では、報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。予定していた議事が終了いたしましたので、私の議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を北村会長代理にお返しいたします。

北村会長代理

曾根会長、大変お疲れさまでした。以上で、用意した本日の議事は終了となります。

次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

清水地区調査会長

ちょっと聞き忘れちゃったんですが、2ページの議案第20号の8番です。●●さんと●●さんの関係はどういった関係ですか。

北村会長代理

議案第20号の8番ですね、これについての追加質問ということであります。5条の8番です。

池田地区調査会長

これは、どういう関係というか、以前に農地を買っていたということで、親戚だとかそういうことではないようです。この●●さんという方が、別荘のようにいろんなところにあるようで、その中の1つがここで、13年に建てただけで、時々来てはいたんですけども、駐車場を来た時に作りたいということをやったもので、関係は特に売る人と買う人だけの関係です。以上です。

清水地区調査会長

飯山で農業をやっているということ、●●さんは。

池田地区調査会長

飯山にお住まいです。

清水地区調査会長

住宅が。

池田地区調査会長

平成13年にそこに建てたんですね、別荘のように。

清水地区調査会長

保科に、●●さんが別荘みたいにやっているということですか。

池田地区調査会長

そうです。

北村会長代理

事務局で補足できますでしょうか。

松橋主幹

兼事務局長補佐

すみません、ちょっと担当者が事務室に戻りましたので、どうしましょう。議事のほうは一応終了しているという位置付けで、その点をまた清水地区調査会長にお伝えすればよろしいでしょうか。

北村会長代理

調査会長、それでよろしいでしょうか。

清水地区調査会長

はい。

北村会長代理

ほかに何かありますでしょうか、気になった点。それではなければ、最後に事務局から、今後の日程についての説明をお願いい

たします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。私から連絡事項を申し上げます。お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第4回総会は、5月29日金曜日の午後1時30分から、第二庁舎10階の会議室203で行います。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。ここで、訂正を1件お願いします。北部地区調査会の日程の訂正をお願いします。5月25日月曜日と記載があるのを、5月26日火曜日に変更をお願いいたします。5月の地区調査会及び農家相談会の日程、それから5月から6月にかけて、会議等の日程を記載しましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、役員の皆さまにお知らせいたします。5月12日の役員会終了後、第1回だより編集会議を開催しますので、ご承知おきください。

続いて、本日の総会で使用した第3回総会農地法等議案の資料につきましては、個人情報が含まれるため、事務局で回収を行いますので、机に置いた状態でご退席をお願いします。

最後になりますが、この後、午後3時30分から、こちらの会場におきまして、第1回農業委員会合同研修会を行います。総会終了後、会場の準備をいたしますので、恐れ入りますが、委員の皆さまは一旦ご退室をお願いいたします。準備が整い次第、お声掛けさせていただきますので、合同研修会の開始5分前には、ご着席をお願いいたします。以上です。

北村会長代理 ありがとうございます。以上で、第3回総会を終了といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。